

老人福祉分野におけるレクリエーション・サービスとその有効性

— レジャー・レクリエーション研究のさらなる深化に向けて —

— Considering a Way of Elderly Welfare in Leisure and Recreation Studies —

Toward Deepening Leisure and Recreation Studies

犬飼義秀

Abstract

The purpose of this study was to clarify the aims of the recreation in the elderly welfare, mainly from the changes of recreation and the positioning of elderly welfare services.

The first stage of recreation movement had been adopted industrial plants and concerned about resume laborer's spirits and recreate themselves. Moreover, recreation movement was spread in the school and in the organizaion of young peoples. The intentions of recreation movement is in health of body and mind for children or young peoples. In the 1980's, The laborers demanded shorter working hours and increased leisure time in their life. Recreation movement as leisure spread into the peoples. Futhermore, peoples was cnducted the pursuit of happiness and quality of life. Recretion movement was influenced by this conception, developed into welare of handicapped persons or welfare of old generation.

Key Words : recreation movemnt, welfare of old generation, quality of life, normalization,

1. 健康観の変容と社会福祉改革

長寿社会では高齢者が心身の健康を保つことは、高齢者自身や家族にとって、または社会的にも必要である。社会の活力を維持・発展させ、高齢者の安定した老後生活を構築するためにも、健康問題は高齢者にとって最大の関心事である。

人間は加齢とともに心身機能が衰退し老化していく。この老化の進み方には個人差があり、また生理的機能、精神的機能においてもそれぞれ差がある。例えば心臓の機能、神経機能など複合的な機能ほど老化しやすく、精神機能は記憶力が衰えても判断力は鋭くなるなどである。そして老化が進むと、回復力の低下、適応力の減退、防衛力の低下など諸機能に変化が生じ、種々の機能障害を誘発して病気にかかりやすくなる。¹⁾

わが国の平均寿命はまだ伸び続けている。しかし人間の老化そのものの進行を止められないかぎり、寿命の伸びには限度がある。将来、科学知識がいかに発達しても、この老化を止めることはまず不可能だと考えられている。したがって、心身の老化対策としては、極力老化を遅らせ、老化が進んでもできるだけ健康上の問題が起きないように対処しつつ、積極的に生きるライフスタイルを身につけることが重要になる。

最近の保健医療においても身体的側面だけに注意を払うのではなく、人間を全体的に見て、生命・生活の質を重視しようという考え方が受け入れつつある。このことは生活の質が問われはじめ、

精神的・社会的な充実が求められる時代へと移行しつつあることから理解できる。このような変化に伴い、そして成人病の増加という疾病内容の変化、さらには健康観の変容、特に生活概念としての総合化・包括化などに対応して、健康の意味づけや考え方自体の変化が見られる。つまり、生活のあり方やそのものを問題にするクオリティ・オブ・ライフあるいはウエルネスなどの理念と関連させ、健康問題を生活全体の中に位置づけて認識しようとする考え方である。例えば、ウエルネス運動の創始者ダン（Dunn, H.）²⁾によれば、「ウエルネスとは、各人が置かれている状況の中で、各人が持つ潜在的な能力を、可能な限り、最大限に引き出すことを目指した総合的な働きかけである」と定義づけている。このことは、現在の健康の考え方は、従来のように疾病を中心とするものではなく、極めて動的で包括的、かつ積極的な概念として、いわばウエルネスそれ自体として理解されるようになっている。さらにグリーンバークとパーグマン（Greenberg, G. and Pargman, D.）³⁾は、「健康は社会的・知的・情緒的・精神的・身体的という5つの要素から成り立っている。そしてこれらの要素の間でバランスが取れている時、高度な水準のウエルネスに到達できる」と規定している。

また最近、「生活の質」（Quality of Life : QOL）という語が医療・保健・福祉の領域で頻繁に用いられるようになった。この言葉が使用されるようになった背景には、疾病構造の変化と健康概念の拡張がある。疾病構造の変化とは、感染症に代わって慢性疾患が中心になったことを意味する。感染症の場合、治療に成功すれば患者は疾病前の状態に復すると予想されるので、患者の予後には回復か死のいずれかしかあり得なかった。ところが、慢性疾患の場合には完全な回復を期待することが難しく、死を免れた患者も、様々な症状や後遺症をもったまま存在することになる。慢性疾患の患者の予後には、完全な回復と死の間に、症状の程度によりいくつもの段階ないしレベルが存在するのである。このような段階・レベルを示すのにQOLという概念の使用が一般化している。さらに疾病構造の変化に伴い、健康の概念も変化した。例えば、「健康とは病気でないことであるという」定義は、両者の中間を認める必要のない感染時代の“オール・オア・ナッシング”の健康観の反映である。それに対し、生活の自立性（autonomy）を健康度の指標とすべきであるというWHOの専門家会議の提言は⁴⁾、完全な自立から完全依存状態まで様々な段階を想定した慢性疾患の時代の健康観を表わしている。しかも、ここでの自立性とは、生命維持に不可欠な身体機能の自立性から、基本的な身体動作の自立性、日常生活動作能力（ADL）、手段的日常生活動作能力（IADL）の自立性、さらには職業や余暇活動など通常の社会生活の自立性までを含むものである。

「肉体的、精神的および社会的によい状態」を実現するために様々なサービスが実施されてきた。今日の社会福祉は、80年代の社会福祉改革の中で書き改められた社会福祉の理念の条項（社会福祉事業法・第三条）にも明らかなように、より普遍的なサービスとしてすべての市民を利用者としたサービスに転換してきた。少子・高齢社会の到来の中で福祉の普遍化と拡大、福祉サービス供給体制の多元化の行方を探り、さらに地域福祉の理念と方法の定着、地域社会の変貌の中で福祉ニーズがどのように展開するのか、分権化における地方自治体の役割の検討、また地域住民の福祉への関心の高まりと参加活動の展開、さらに福祉の供給システムの多元化の方向性など、様々な新しい研

究の領域が社会福祉に登場してきている。特に社会福祉の計画化の進展に必要なニーズ測定、サービスの効果分析とサービス評価、サービス組織分析とサービスのデザイン論、などを含めよりプラクティカルな貢献が求められるようになってきた。

21世紀を目前にして、我々の生活は大きく変貌しようとしている。長く価値の源泉であった「労働」の比重が次第に減退し、その対極にある遊びや余暇が「ゆとり」ある生活に欠かせない課題として浮上してきた。余暇を基盤として、文化・学習活動やスポーツ、野外活動など広範にわたって展開されるレクリエーションもまた、かつてとは違った位置づけを獲得しつつある。すなわち、労働を円滑に進めるための「元気回復」としてのレクリエーションから、生活そのものを活性化する「生きがいづくり」としてのレクリエーションへとその力点が移行してきた。

レクリエーションや余暇は、仕事や様々な義務、拘束から離れて、自由に自分らしく過ごす時間である。レクリエーションや余暇をどのように過ごすかが、実り豊かな人生の実現にとって重要な課題の一つであるといっても過言ではない。いかえれば、衣食住とならぶ重要な「生活課題」として、レクリエーションや余暇が意識されるようになってきたのである。社会福祉の領域において、このことはとりわけ重要な意味を持つ。社会福祉が、弱者救済や救済対策といった考えから、すべての人に健康で文化的な生活を保障すると考えられるようになった今、レクリエーションや余暇生活の充実、直接福祉の充実に結びつくものである。

レクリエーションや余暇は、すべての人々に保障された「権利」である。身体的にあるいは精神的にハンディを持っていても、介護を要する立場にあっても、平等にレクリエーションを楽しむ権利がある。にもかかわらず、これまで社会福祉領域でのレクリエーション援助や活動は、十分に行われてきたとはいえない。社会福祉が「生活の質」の充実へと変わりつつある今、さらに充実したものが期待される。⁵⁾

そこで本研究は、高齢者に関わる福祉法と行政施策からレクリエーションの位置づけを明らかに、福祉レクリエーションの援助の理念とその考え方について考察を行った。

2. 社会福祉事業法の理念とレクリエーション

「社会福祉」という言葉は、日本の社会の民主的な改革が進む中で、制度化の進展が見られた。日本国憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、すべての国民に「人間の生存権」を保障している。憲法第14条の規定では、法の下での普遍平等の原則、特に公的社会福祉施策において、性別・社会的身分などによる社会的関係、経済的關係における差別禁止原則の制度的保障を受ける権利を定めている。さらに憲法第13条では快適生活権の保障を定めている。これは余暇・レクリエーションとの関連が深い保障規定である。その条文は、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とされている。

この条文は個人の幸福追求の権利という自由権だけではなく、快適生活の権利の保障が、国の努力配慮義務として、いわゆる社会権も含まれているところに積極的な意義がある。

以上のような権利が保障され原理が維持されるのは、日本国憲法第25条第2項の定める諸施策であり、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としている。健康で文化的な最低限度の生活が、衣食住などの経済生活の水準から社会福祉サービスが充足された生活の水準へ、さらに余暇・レクリエーションの快適生活の水準まで引上げられる可能性を示唆している。この憲法の基本理念は、社会福祉事業法をはじめ、社会福祉諸法制によって戦後半世紀にわたる社会福祉行政として進められた。措置権の市町村への委譲や、老人保健福祉計画の策定など画期的な福祉制度改革として、第118回国会で老人福祉法等の一部を改正する法律が成立し、平成2年6月29日に法律第58号として交付された。この法改正の中には老人福祉法や老人保健法のみならず、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法等福祉の主要八法の改正が含まれている。注1)同法は今後の高齢化社会の到来に対応し、福祉制度全般を改正して今後の福祉サービス実施体制を明らかにしたものであり、平成5年4月1日から施行されており、福祉サービスの供給体制が一新されることになった。

1951年（昭和26年）に制定された社会福祉事業法は、福祉六法にまたがる社会福祉事業が公正かつ適切に行われることを確保し、社会福祉の増進を図ることを目的にしている。1990年（平成2年）の福祉八法改正によって社会事業法も大幅に改正され、旧事業法で社会事業法の「趣旨」を示していた第3条が「基本理念」として全面改正された。旧事業法では「社会事業は、援護、育成または更生の措置を要するものに対し、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することができるように援助することを趣旨として経営されなければならない」としていた。これに対し、新社会事業法の第3条には「基本理念」という条項に変更され、条文中「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施に努めなければならない」と定められている。これはノーマライゼーション（Normalization）の理念と社会福祉の内容を快適生活の質的向上（Quality of Life：QOL）にまで高める方向性を読み取ることができる。北欧の福祉社会の成熟を背景に生まれてきたノーマライゼーションの思想は、福祉サービスの利用者が社会の主流となっている標準的生活にできるだけ近い状態で日常生活を送れるようにすべきであるというものである。さらにこの考え方に連なるものとして、北米を中心に広がったQOLの思想も、生活上の満足や幸福感の追及を社会福祉の課題と考え、物質的な安寧だけでなく、教育やレクリエーションに係わる問題もQOLの一部だとする見解を打ち出している。さらに我が国においても、QOLを構成する要素として、ADL（Activities of Daily Living:日常生活動作能力）、労働・仕事、経済生活、家庭生活、趣味、文化活動、旅行・レジャー活動、スポーツ⁶⁾などを挙げ

ている。

第3条第2項には「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施するにあたっては、医療、保健その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない」とあり、インテグレーション（Integration：統合化）の理念が含まれ、住民参加による福祉社会の実現の方向性が示されている。イギリスで1834年に制定された新救貧法以来150年を経て、ようやくレクリエーションは福祉のテーマとして認識され始めている。社会福祉の中でのレクリエーションの歴史は、かつては劣等处遇原則のもとで、レクリエーションや遊びはぜいたくと考えられ、抑制されたり禁止されたりしていたが、社会福祉が生活保障から「生きがい保障」に力点を移すに及んで、福祉サービスの中で重要な位置を占めるものへと変化した。

3. 老人福祉法とレクリエーション施策

高齢者人口の増加、老親に対する扶養意識の変化等によって、老人問題が社会問題の一つとしてクローズアップされてきた。それが背景となって1963年（昭和38年）7月11日法律第133号として「老人福祉法」が公布された。

この老人福祉法の目的は、「この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする」（第1条）としている。さらに老人福祉法は1991年（平成3年）1月1日からその内容が一部改正され、その基本理念は、高齢者を巡る状況から次のように再構築された。

- ① 高齢者は豊富な知識と経験を有する者として敬愛される。
- ② 高齢者の側も社会の一員として社会に参加するよう努めるべきである。
- ③ 各種施策によっていきがいの持てる生活を保障すべきである。

改正に伴う変更箇所は、以下のようである。

改 正 前	改 正 後
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障される者とする。</p> <p>第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。</p> <p>2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に<u>参与する機会</u>を与えられるものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、<u>生きがいを</u>持てる健全で安らかな生活を保障される者とする。</p> <p>第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、<u>又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。</u></p> <p>2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。</p>

さらに第13条では「地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（「老人健康保持事業」という）を実施するように努めなければならない」と老人福祉の増進を目的とした事業としてレクリエーション活動が取り扱われている。老人福祉法には、在宅福祉対策と施設福祉対策とが示され、在宅福祉対策には要援護老人対策と健康な老人のための社会活動促進対策がある。

4. 老人福祉対策事業としてのレクリエーション

(1) 老人福祉対策事業

保健衛生水準の向上等により長寿化が進み、全人口に占める高齢者の相対的な割合が増加しているが、出生率の低下による若年人口の減少がこの傾向をさらに急激なものにしている。平成10年（1998年）現在、我が国の65歳以上の人口は、総人口の約16.2%であるが、平成12年（2000年）には約17.2%、と現在の北欧並みに、さらに平成37年（2025年）には約27.4%と国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という、他国においても経験したことのない高齢社会が到来するとされている。⁷とりわけ75歳以上の後期高齢人口の割合が増加し、この中でねたきり老人や痴呆性老人等の要介護老人が急激に増加すると見込まれている。他方、世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化等により家庭における老人の介護能力の低下が指摘されている。このことは老人福祉対策の対象となる高齢者の絶対数を増加させ、対策の多様化を意味している。

こうした状況から、これからの社会に対応した老人福祉施策の充実により、明るい長寿社会の実現をいかに図るかが課題である。

平成元年（1989年）12月「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」を策定することにより、在宅福祉・施設福祉等の事業について、今世紀に実現を図るべき具体的目標を設定した。このゴールドプランを推進するため、老人福祉法の改正を行い（平成2年6月）、在宅福祉サービスの位置づけを明確にし、全市町村及び都道府県において老人保健福祉計画の策定に着手した。全国の地方公共団体で策定された地方老人保健福祉計画において、ゴールドプランを大幅に上回る高齢者保健福祉サービス整備の必要性が明らかになった。こうした状況を踏まえ、平成6年12月にゴールドプランを全面的に見直した「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）」が策定された。新ゴールドプランの策定は高齢者の緊急性を考慮し、

① 当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービス基盤の整備目標の引き上げ、

② 「利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義」を基本理念とする。今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備、⁸に関する施策の基本的枠組を新たに定め、平成11年（1999年）を目標に新規施策を含めた具体的施策の実施がスタートしている。

老人福祉分野におけるレクリエーション・サービスとその有効性

表1. 在宅福祉対策整備状況

項目	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	「新ゴールドプラン」による整備目標
訪問介護員 (ホームヘルパー)	(+4,500) 35,905人	(+5,000) 40,950人	(+5,500) 46,405人	(+6,000) 52,405人	(+6,600) 59,005人	(+33,477) 92,482人	(+30,000) 122,482人	(+29,462) 151,908人	平成11年度までに 170,000人
短期入所生活 介護(ショートステイ)	(+3,400) 7,647人分	(+4,000) 11,674人分	(+4,000) 15,674人分	(+4,000) 19,674人分	(+6,153) 25,827人分	(+4,800) 30,627人分	(+6,100) 36,727人分	(+8,170) 44,834人分	平成11年度までに 60,000人分
日帰り介護 (デイサービス)	(+700) 1,780カ所	(+850) 2,630カ所	(+850) 3,480カ所	(+850) 4,330カ所	(+943) 5,273カ所	(+3,370) 8,643カ所	(+1,679) 10,322カ所	(+1,762) 12,084カ所	平成11年度までに 10,000カ所
在宅介護支援 センター	(創設) 300カ所	(+400) 700カ所	(+500) 1,200カ所	(+600) 1,800カ所	(+672) 2,472カ所	(+1,000) 3,472カ所	(+1,200) 4,672カ所	(+1,500) 6,172カ所	平成11年度までに 10,000カ所

【全国社会福祉協議会「社会福祉の動向'98」より】

「ゴールドプラン」や「新ゴールドプラン」においては、在宅サービスの充実が掲げられているが、以前の老人福祉対策は、どちらかといえば施設対策中心に進められてきた。しかし、高齢者の多くは老後も住み慣れた地域で、家族や隣人とともに暮していくことを望んでいる。老人福祉対策を進める上においては、在宅の虚弱・ねたきり老人の在宅生活を支援していくことが必要であり、訪問介護（ホームヘルプサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、日帰り介護（デイサービス）等の在宅福祉対策に重点を置いた施策の展開が必要とされている。「新ゴールドプラン」は、この在宅3本柱の整備目標の引き上げが行われている。

(2) 在宅老人福祉対策事業におけるレクリエーション

在宅老人に対する福祉対策事業については、昭和51年度（1976年）から実施及び推進が計られた。実施主体となる各市町村（区）は、福祉事務所、民生委員、保健所、社会福祉協議会、その他関係機関、団体の協力を得、総合的かつきめの細かい運用を図り、地域社会、住民と一体となって、在宅老人の福祉の増進に努めることを求めている。在宅福祉の要援護対策には、①. 老人ホームヘルプサービス事業、②. 老人日常生活用具給付等事業、③. 老人短期入所運営事業、④. 老人デイサービス運営事業、⑤. 在宅介護支援センター運営事業などがある。この中で福祉レクリエーションにとってもっとも関連の深い事業は、【老人デイサービス運営事業】である。

「老人デイサービス運営事業実施要綱」⁹⁾によるとデイサービス運営事業の目的は、「老人サービスセンター若しくは養護老人ホーム等で行う老人デイサービス事業に係る設備（以下「老人デイサービスセンター等」という。）、又は居宅において、在宅の要援護老人に対し、通所又は訪問により各種のサービスを提供することによって、これらの者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ること」である。

この事業は、①在宅のおおむね65歳以上の要介護老人を老人ホーム等に併設または単独に設置された介護施設（デイサービスセンター）等に通所させ、日常動作訓練、給食サービス、家族介護教室などの各種サービスを提供し、②または居宅まで訪問して入浴サービス、給食サービス、洗濯サービスを提供することによって、これら老人の自立生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持などを図るとともに、その家族の介護負担の軽減を図るものである。

具体的な事業の内容は、

ア. 基本事業

- (ア) 生活指導、(イ) 日常動作訓練、(ウ) 養護、(エ) 家族介護者教室、(オ) 健康チェック、(カ) 送迎

イ. 通所事業

- (ア) 入浴サービス、(イ) 給食サービス

ウ. 訪問事業

- (ア) 入浴サービス、(イ) 給食サービス、(ウ) 洗濯サービス

以上の事業の中で、レクリエーション活動は生活指導の中で実施されることが示されている。老人デイサービスセンターは利用者と利用人員によって、5つのタイプに分けられている。

- A型（重介護型） … 基本事業、通所事業、訪問事業（洗濯サービスを除く。）の実施を必須とする。
- B型（標準型） … 基本事業、通所事業の実施を必須とし、訪問事業の各サービスについては、選択して実施することができるものとする。
- C型（軽介護型） … 基本事業6項目中、送迎の実施を必須とし、他の5項目のうち3項目以上を選択して実施するとともに、通所事業および訪問事業の5つのサービスのうち2つを選択して実施するものとする。
- D型（小規模型） … 基本事業については、生活指導（レクリエーションを含む。）、養護、健康チェックの実施を必須とし、通所事業については、給食サービスの実施を必須とし、入浴サービスについては、選択して実施することができるものとする。なお、送迎については、原則として実施するものとする。

E型（痴呆性老人向け毎日通所型） … 事業内容はD型と同様。

さらに平成2年度より過疎地、離島、山村などの高齢者に対するデイサービス事業として、「高齢者生活福祉センター運営事業」が実施されている。おおむね65歳以上のひとり暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢のため独立して生活することに不安のある者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供するものである。交流機能的な側面へのレクリエーション活動の貢献の可能性が考えられる。この事業は、在宅のねたきり老人や痴呆性老人等、また介護家族の福祉向上に大きな効果があるため、毎年増設が図られている。平成元年（1989年）12月に出された「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」における市町村での在宅福祉対策の緊急整備として、デイ・サービスセンター1万か所を計画していた。しかしこの計画も、平成6年（1994年）12月の「高齢者保健福祉推進10か年戦略の見直しについて〔新ゴールドプラン〕」では、平成11年度末までに1万7千か所へと必要な整備量の積み増しが行われている。平成9年現在、デイサービスセンターは全国に8923か所あるが、この計画は、特に緊急度の高い施策を先行的・重点的に実施し、

地域のニーズに応えようとするものである。こうしたハード面での増設に対応し、その事業内容（ソフト面）となる生活指導においてレクリエーションの果たす役割は大きくなると考えられる。今後、レクリエーションを社会福祉の視点から検討することと、社会福祉をレクリエーションの視点から検討することは、この両者の相互作用が実践と研究を進展させる上で重要になってくると思われる。

1988年（昭和63年）に制度化された介護福祉士の養成カリキュラムに「レクリエーション指導法」が位置づけられて以来、現場の認識が少しずつ変化してきているが、いまだにノーマライゼーションの視点やQOL向上のためのプログラムとしてレクリエーションを位置づけるだけでは不十分である。新たな社会福祉の進展は、レクリエーションの評価のコペルニクスの転回が果たせるかどうかにかかっているといても過言ではないと思われる。

この他に在宅対策事業として、「特別養護老人ホーム研修事業」や「介護実習・普及センター事業」における機能回復訓練研修や地域住民への介護知識、介護技術の普及において機能回復訓練技術等でレクリエーションの活用が期待できる。

（3）健康老人の社会活動促進事業

厚生省の「国民生活基礎調査」（平成8年）¹⁰⁾によれば、1902万人の高齢者の最大多数は、「在宅」の「元気な」人々である。具体的には「在宅元気」が88.8%、「在宅被介護」が5.0%であり、その他として「有料老人ホーム入居」0.1%、「老人福祉施設」入居（うち特養ホームが1.1%、養護ホームが0.4%、その他が0.1%）になっている。また、「老人保健施設」は0.4%であり、病院・診療所に入院が長期で1.7%、短期では2.4%の内訳になっている。

こうした状況をバトラー（Butler, R. N.）¹¹⁾は、「老人の健康状態は、一般に信じられているよりも良好である。65歳以上の81%の人が完全に歩行でき、自分で自由に動き回れる。95%の人が社会生活を送っている」と述べている。また、フリーダン（Friedan, B.）¹²⁾「65歳以上の人口の90%以上が地域で生活し続けている」と書いている。今後、我が国は高齢者が人口の4分の1近くを占める社会の到来が予測されるが、この高齢社会においては、高齢者を単に弱い立場の者として捉えるのではなく、家族、地域社会、企業など社会の各分野において、高齢者がその過去の経験や能力を最大限に発揮できるような体制づくりが大きな課題となってくる。このため、高齢者のレクリエーション活動やスポーツ活動、健康づくり活動及び高齢者の社会活動（ボランティア活動等）の振興を図り、高齢者が生きがいを持って明るく暮せる基盤づくりを進める必要がある。このための施策として次のような事業が行われている。

1) 高齢者生きがいと健康づくり推進事業

21世紀に向けて高齢者が家庭、地域、企業など社会の各分野においてこれまで培った豊かな経験と知識、技能を発揮し生涯を健康で、かつ生きがいを持って社会活動を行っていけるよう基盤整備

を進める。事業内容は、中央に「長寿社会開発センター」、都道府県に「明るい長寿社会づく推進機構」を整備し、

- ①「気運づくり」 — 高齢者の社会活動についての国民の啓発
- ②「組織づくり」 — 高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり
- ③「人づくり」 — 高齢者の社会活動（ボランティア活動等）の振興のための指導者などの育成等を行う。¹³⁾

こうした高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実践活動を重点的に進めるため、具体的に次のような事業が実施されている。

ア. 長寿社会開発センター事業〈全国レベル〉

- a 都道府県「明るい長寿社会づくり推進機構」事業の企画、調整、指導
- b 高齢者の生きがいと健康づくり活動に関する情報収集及び調査研究事業
- c 全国健康福祉祭の主催、等

イ. 明るい長寿社会づくり推進機構〈都道府県レベル〉

- a 高齢者の社会活動についての啓発普及事業
- b 高齢者の生きがいと健康づくりのための組織づくり事業
- c 高齢者の社会活動（ボランティア活動等）の振興のための指導者育成事業
 - ・生きがいと健康づくり推進協力員
 - ・高齢指導者の養成研修、等
- d 都道府県老人大学の開催、等

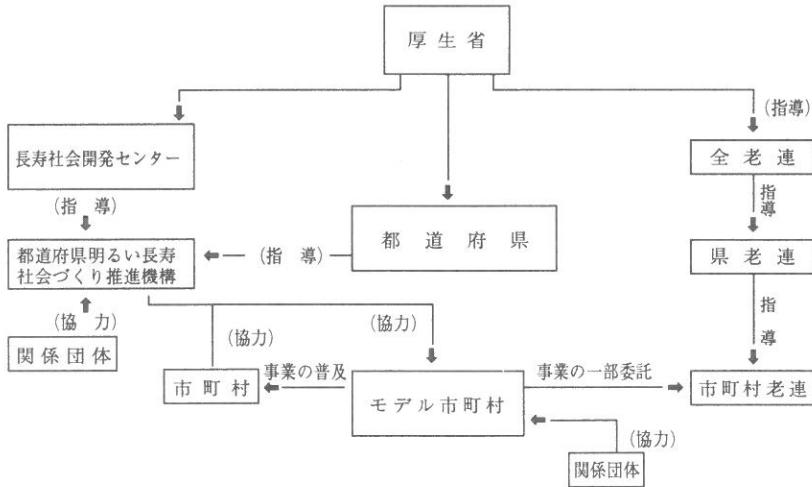
ウ. 高齢者訪問支援活動推進員養成推進モデル事業〈17県、各 200名〉

高齢者の社会活動への積極的参加と高齢者による高齢者援護の推進を図る観点から、都道府県・指定都市老人クラブ連合会を中心に、一人暮らし高齢者等を訪問し、話し相手、外出介護、家事援助等の活動を行う指導的な実践者の養成を図る。

エ. 高齢者生きがいと健康づくり推進モデル市町村事業〈全国59市町村：指定期間2年間〉

- a 高齢者の社会活動についての啓発普及事業
- b 高齢者のスポーツ活動の実践
- c 健康学習、健康増進活動
- d 高齢者のボランティア活動、高齢指導者の活用事業
- e シルバー作品展、老人大学校、中高年者健康生きがい講座、文化伝承、陶芸等創作活動、等¹⁴⁾

図1 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業概念図



2) 老人クラブ活動等社会活動促進事業

高齢者の知識・経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われることにより、老後の生活を明るく豊かにするため、(単位)老人クラブおよび市町村老人クラブ連合会を助成する事業である。

老人クラブは、おおむね60歳以上の会員が自らの力により、その生活を健全で豊かなものとするため、同一小地域内に居住する老人が、自主的に集まり、社会奉仕活動事業、老人教養講座開催事業、健康増進事業などによる地域社会との交流等を総合的に実施するものであり、1996年(平成8年)3月現在全国で約13万3千クラブ、約880万人の会員を擁し、60歳以上の老人の約4割が加入している。¹⁹⁾ 単位老人クラブの会員数はおおむね50人以上、その活動は年間を通して恒常的計画的に行うものであることとされている。こうした活動プログラムとして、レクリエーション活動やスポーツ活動を実施する老人クラブも多く、その内容も多様化している。

4. 高齢者の福祉レクリエーション援助の考え方

1) レクリエーション概念の発生と展開

以上、在宅老人福祉対策事業の内容から、地域において高齢者の福祉レクリエーション援助の必要性は今後高まることが予想される。そうした一方で、「レクリエーション」は、長い間、集団との関わりからのみ考えられ、現在でもレクリエーションといえば歌、ゲーム、踊りに代表される内容を中心とした活動である場合が多い。こうしたレクリエーションの実践を重要視することに加え、高齢者の福祉レクリエーションの理論化と援助技術としてのレクリエーションの体系化とその位置づけの検討が必要である。そのためには従来の集団中心のレクリエーションの考え方を転換し、生

活の中から多様な楽しみを発見するという、社会福祉の現場に立脚した視点からのレクリエーションの再検討が求められる。

レクリエーションという言葉は、歴史の中で変化・発展してきた。それが専門用語として使われ始めたのは、近代的な教育においてである。今世紀になるとレクリエーションは一つの社会運動として取り生まれ、実践の場も教育の場から職場、地域、福祉等の広範囲にわたり展開されるようになった。レクリエーションを専門概念とし定着させた最初は教育の領域においてであった。1657年、コメニウス（J. A. Comenius）¹⁶は、『大教授学』において「授業内容を一定の時間に区切って計画的・体系的なものとして生徒に与える」必要性を説いた。つまり授業間の休み時間を休息と活力回復の活動としてレクリエーションを位置づけた。さらにイギリスにおいても、ジョン・ロック（John Locke）¹⁷は『教育に関する考察』において、「学習を効果的に進めるために、運動や手仕事のような体を使うレクリエーションが大切である」と主張している。このようにレクリエーションは学校の中にその位置が認められた。しかしそれはあくまでも第二義的なもので、学習をよりよく進めるための手段として、その元気回復のために利用されたのである。この考え方は、一定の仕事時間の後のレクリエーションにより効果的に疲労回復を図れば、仕事の能率を上げることが可能であるという考えから労働の場にも広がった。

こうした時代においてはレクリエーションは労働と一体的な活動として未分化な状態であった。しかし戦後の産業社会において、アメリカを中心に余暇が労働と切り離され独立した時間として生活に定着するとレジャーという概念が出現する。しかし余暇の独立は当初、余暇政策として公的機関や企業の主導によって展開され、余暇善用のレクリエーションが中心であった。高度成長期の私的レジャーのブーム化といった流行的なレジャー文化を経て、人々はレジャーの質を問題とするようになる。それは物より心を、量より質を、一時的な快楽から持続的喜びを、結果よりも過程を、受動より能動をとより良質のレジャーを選択するようになった。このようなレジャーの質的変容の影響により、レクリエーション自体もその質的変容に迫られ大きな変化が見られる。

第1に、レクリエーションと呼べる活動であるかどうかの基準とされた「健全か不健全化」という道徳的な価値判断が問われなくなった。

第2に、労働に従属した余暇観念が、余暇が労働と対等の価値を見いだすようになった。

第3に、レクリエーションの枠が拡大され、内容の多様化が見られる。特に社会福祉との関連で、「やすらぎ」や「ふれあい」さらに「教育」や「治療」もレクリエーションの領域で考えられようとしている。

第4に、従来のレクリエーションは主体を健康な人や富める人に限定していたが、すべての人を対象とする活動と考えられるようになった。特にノーマライゼーションの思想が社会福祉に紹介されてから、障害者や高齢者が楽しめるレクリエーションの開発や普及が重視されるようになった。

最近の社会福祉施設では、利用者の処遇のあり方が見直され、限りなく家庭生活や社会生活の状態に近づこうと努力がなされている。一方、利用者は施設での日課の中で、自由時間の過ごし方や

文化行事の自主運営、さらに自主学習やリハビリテーションなどにおいてレクリエーションを強く求めている。地域福祉では予防福祉・福祉増進という観点から新しい課題が登場し、その中でレクリエーションは在宅福祉を推進する上で、極めて重要な位置を占めるようになっていく。人々が人間らしく生活する上で、必要な基本的なニーズと今日の社会が要請している生活課題とを照らし合わせて考えると、レクリエーションの持つ意味は極めて重要であり、その期待はますます高まるものと予想される。

2) 高齢者の福祉レクリエーションの考え方

「福祉」という言葉は、辞書によれば「幸せ」ということであり¹⁸⁾、より積極的には「生命の繁栄」ということである。したがって福祉は、すべての人に当てはまる課題であり、健常者であれ障害者であれ、その生活の充実のために多様な福祉サービスを受用することが出来なくてはならない。

我が国における社会福祉の考え方が慈善事業から、市民による「相互扶助」の考え方に転換するのは戦後のことである。援助システムの発展という視点から見れば、生活の相互援助は家族の枠から、広く市民同士の権利・義務関係として捉えられるべきであり、また援助の範囲の拡大という点でも重要である。社会が全体として貧しい時代には、命をつなぐことができれば申し分のない援助に違いなかった。しかし社会の発展と生活の内実の向上は、援助の仕方についてもその多様化と豊かさをもたらした。もはやただ生きていくだけでは十分な援助とはいえない。生きがいを持って日々を楽しく送ることができるまで、生活の中身を充実できるように援助しあうことが求められている。このように心身の飢えの問題から、生活の充実の問題にまで援助の課題は拡大してきた。

援助活動の中でもレクリエーションに関する援助は最も新しく、その意味で援助の近代的性格を明確に示している。かつて遊びやレクリエーションは、生活の周縁にあるものとして援助の対象にされることはなかった。これらが欠乏したからといって援助の必要を感じる人など存在しなかったのである。この遊びやレクリエーションが援助の対象として意識され始めたのは、それらが人間が人間らしく生きるために欠かせない権利である、という認識の高まりによるところが大きい。我が国においては、これまで「レクリエーション指導」という言葉が広く使われてきた。レクリエーションが戦後アメリカから持ち込まれた新しい価値観に基づき、内容的にも様々な未知のプログラムを含んでおり、学校を中心にレクリエーション活動が行われたため、啓蒙と指導という立場が強く求められた。社会福祉援助の「個別化」がいわれる中で、レクリエーションも原点としての個人の問題に目を向けることが必要である。これは平成8年度からホームヘルパーの養成研修の中に、「レクリエーションの援助」が組み込まれたことから、個人に対するレクリエーションの直接援助の重要性の高さを示唆している。

次にレクリエーション援助の目標は、「生きがい」を生み出し維持する援助を行うことである。生きがいが感じられれば生き生きと生活することができ、生き生きとした生活は生きがいを生み出す基盤となる。レクリエーションの原義が「RE-CREATE」であるように、生きがいとレクリ

ーションをつなげて考えてみると、レクリエーションとは「よりよい明日を創造していく活動」であると言い換えることができる。それは従来のレクリエーションを気分転換とする見方を、活動により新しい気分を獲得することで新しい生活への活力へとつなげ発展させることである。生きがいのある生活とは、そうした生活の再創造が円滑に行われることを意味するのではないだろうか。

しかし、生きがいの外面的な要因にも注目する必要がある。人間は自らを支えるばかりでなく、他者によって支えられ生きている。我々が生きることに自信が持てるのは、自分を必要とし、自分を愛することのできる他の人間が存在するからである。だれからも必要とされなくなった人は、自らの生を支えることが困難になる。こうした見地から、生きがいづくりの支援であるレクリエーションを考えてみると、その重要な意味は人間と人間の間楽しいコミュニケーションの場を用意することである。人間の心は理性ばかりではない。理性の深層にある感性により人間活動のエネルギーを生みだしている。その部分にまで踏み込んだコミュニケーションを実現するためには、感性による遊びと楽しさを共に味わうことが不可欠である。我々が様々な宴会やパーティを持ち、人の深層の交流を果たすのはこのためである。日本におけるレクリエーションの発展の歴史において、集団的活動を中心として行われて来たのもこうした根拠によるものであろう。みんなで楽しく時間を過ごすことによって、参加者が心の開放と深いレベルでの相互理解を得、人間同士の支えあいを実感させてくれる。それは個人だけでの趣味では得られない大きなエネルギーを引き出し、共に生きることの喜びという社会的生きがいを創出する。

またレクリエーションが新しい生活の節目となり、生活行動が積極的になったりといった生活を改善する契機としてすぐれて効果的な活動となることが期待できる。レクリエーションの機会の提供により、楽しさやおもしろさの体験が生きがいとの関係を強めることができれば、社会福祉領域のレクリエーションは、福祉の発展のために大きな役割を果たすであろう。

したがって、これからのレクリエーション援助は単にレクリエーションの個別の活動種目を提供するというに留まらず、個人の日常生活全体を視野に入れた援助が必要である。

3) レクリエーション援助の体系

レクリエーション援助を社会福祉の現場で具体的に展開するためには、その全体像を把握し、レクリエーション援助の目標と実際の運営方法とを明確に理解する必要がある。レクリエーション援助は、一つの総合的なシステムとして捉えられなければならない。それはレクリエーションに関する援助を必要とする人に対して提供される、総合的かつ計画的な援助活動である。

レクリエーション援助は、まず直接援助と間接援助に分けることができる。直接援助は援助を必要とする個人に直接働きかける援助活動であり、間接援助はレクリエーションに関する組織や環境を整え、レクリエーションを行う条件整備をする援助活動である。直接援助はさらに「個人に対する直接の援助」と「集団を介した援助」の両面から捉えることができる。この三つの分類は、その

まま我が国のレクリエーションの発展の歴史とも符合する。初期のレクリエーションとして行われたのは、もっぱら小集団を中心としたグループ・レクリエーションと呼ばれるものであった。ゲームやフォークダンス・ソングに代表されるグループ・レクリエーションは、小集団をまとめたり活性化させる手法として、青少年教育や社会教育の現場で活用されその成果が期待された。こうした傾向は当然社会福祉の領域においても、老人ホームの行事の中でのゲームやソングを中心とするグループ型のレクリエーションとして導入された。現在も、レクリエーションと言えば「みんなで楽しく」というイメージで捉えられるのは、グループ・レクリエーションが活動の中心を占めていたからである。こうした流れに変化が生じるのは1980年代に入ってである。余暇生活の発展を背景に、個人の余暇の内実をレクリエーション援助の重要な課題とする考え方が広がったことによる。個人への余暇相談や余暇生活設計の手法が開発され、個人に対する直接の援助についての考え方が定着した。同時にそのための条件整備を推進するレクリエーションのシステムづくりへの援助の必要性が認識されるようになった。

こうした考え方は、社会福祉の援助対象ないし領域を、個人・集団・地域社会の3領域の視点として捉え直すことも出来る。

レクリエーション援助の基礎は、一人ひとりに直接的に働きかける個別のレクリエーションである。社会福祉サービスにおけるケースワークとは、個別に、問題を抱える個人に対して援助を行い、問題を解決しようとするものである。このケースワークにおいてレクリエーションあるいはレクリエーション的発想が活用できる。それはケースワークの最初の段階である「インテーク（受理）」の場面で、問題を抱える個人や家族の、緊張や不安を和らげ、少しでも快さや明るさを与える方法として位置づけられる。また、施設等におけるレクリエーションの場面でも個別的なレクリエーション援助を考えることができる。入所者の中で、集団のレクリエーションが難しい人に対しては、ベットの傍での対人的なレクリエーション援助が必要となる。話し相手として、新聞や本を読んであげたり、囲碁や将棋を一緒にする中で、その人の悩みや苦しみを聞き、それをケースワーカーに伝達することも可能である。これは施設入所者に限らず、デイサービスセンター、また家庭を訪問するホームヘルプサービスにおいても同様の活用が考えられる。

こうした個人の活性化というレクリエーションの目標を確認した上で、集団の力動性を活用したグループ型のレクリエーション援助も重要なものである。それは集団の持つ力と交流関係を活用することは、孤独感をやわらげ、人々と交わりたいという欲求を引き出し新たな人間関係の樹立といった効果につながる。この小集団の力動性に注目し、そこから人間的な様々な価値を引き出すための方法は「グループワーク」という名称の下に発展し、ケアの現場では「グループケア」としてその効果が期待される。

例えばデイサービスセンターやショートステイでは、要介護高齢者が心身機能・能力の再獲得を促進させるプログラムの実施が望まれる。具体的な内容としては、多くの利用者が参加できるような趣味活動などのレクリエーション活動が行われる。そしてその活動を通して仲間づくりの意識が

芽生え、希薄になってしまった社会関係を再構築するきっかけになる可能性もある。こうした適切なサービスが行われることは本人にとってだけでなく、健康と生活行動が好転していく要介護高齢者を目のあたりにした介護者と家族は、ケアによる疲れから自己否定的になりかけていた人生観を前向きに修正することができるだろう。

最後に、地域社会との関連に注目する必要がある。社会福祉援助技術の中で、地域の環境や資源を活用していく方法は、コミュニティ・オーガナイズーションという言葉で表わされていたが、最近ではコミュニティワークと呼ばれている。これは地域という広い範囲を対象として環境問題をも含め、住民のための福祉に関する組織や諸施設の整備などに関する援助のことである。これはレクリエーションにおいても欠かすことのできない課題である。レクリエーションは一定の環境の中で展開されるため、自由な空間やレクリエーションのために活用できる施設の数、あるいはレクリエーション・サービスを提供してくれる行政や市民団体など、レクリエーション組織と援助の人材が得られるかどうかによってその活動内容が大きく変わってくる。

高齢者や障害者にとって、快適な暮らしをするには地域社会の生活環境は決して十分なものとはいえない。いくら横断歩道や歩道橋があるといっても、長い階段や急なスロープがあるため高齢者や障害者にとって一人で出歩くことは難しい。家に閉じ籠りがちな高齢者や障害者にとっては、ちょっとした外出やデパートでのショッピングなどは重要なレクリエーションとなり得るが、その実行には数多くの障壁がある。こうした障壁を取り除き高齢者や障害者が暮しやすい環境をデザインするという視点と、こうした人々を地域のなかに連れ出すための介助者の確保が求められる。

地域社会には公民館やコミュニティーセンターなどの市民サービスのための施設があり、最近では老人保健施設、デイサービスセンターなどの整備を進んでいる。こうした施設をレクリエーションの観点からいかに活用していくかが重要である。特に、施設への交通手段の確保、施設の提供するプログラムを生活の楽しみへとつながるような工夫が重要である。こうしたレクリエーションのための環境づくりは、これからのレクリエーション援助の重要な課題といえる。また地域におけるレクリエーション活動として、様々なイベントも重要なものである。スポーツ大会、祭などその活動の内容は子どもや健常者を中心としたイベントが多く、障害者や高齢者のための行事はほとんど企画されてこなかった。

しかし、男性も女性も、若者も高齢者も、障害者も、誰もが一緒に生活している場所が地域であり、そして家庭はもとより地域全体が明るく快く過ごせるようになることが地域の目標である。そのためにも地域のレクリエーションの発展は、そこに住む人々の生活の快適性の追及でもある。

注1) 改正された法律は、**㉑**老人福祉法、**㉒**身体障害者福祉法、**㉓**精神薄弱者福祉法、**㉔**児童福祉法、**㉕**母子及び寡婦福祉法、**㉖**社会福祉事業法、**㉗**老人保健法、**㉘**社会福祉・医療事業団法の8法律である。

参 考 ・ 引 用 文 献

- 1) 永田晟 『高齢者の健康・体力科学』,pp.26-30, 1995, 不昧堂出版.
- 2) Dunn, H. ; High-Level Wellness , Beatty Co., 1961.
- 3) Greenberg, J. and D. Pargman; Physical Fitness—A Wellness Approach, 1975.
- 4) World Health Organization; The Use of Epidemiology in the Study of the Elderly, Report of a WHO Scientific Group on the Epidemiology of Aging. WHO Technical Report Series 706, 1984.
- 5) 吉田圭一・茅野宏明編『レクリエーション指導法』, p.19, ミネルヴァ書房,1997.
- 6) 上田敏『リハビリテーションを考える』,pp.45-51,1983, 青木書店.
- 7) 三浦文夫編『図説 高齢者白書 1998』 pp.34-35, 全国社会福祉協議会、1998.
- 8) 厚生省編『厚生白書 平成8年版』, pp.484-485, ぎょうせい, 1996.
- 9) 『社会福祉小六法』, pp.259-264,1998, ミネルヴァ書房.
- 10) 厚生省編『国民生活基礎調査 平成8年』, 1996.
- 11) Butler, R. ; Why Survive ? Being Old in America, Harper & Row. 1975. 内蘭耕二監訳『老後はなぜ悲劇なのか?』メヂカルフレンド社, 1991
- 12) Friedan, B. ; The Fountain of Age, Curtis Brown Ltd. 1993.
山本博子・寺澤恵美子訳『老いの泉』(上下), 西村書店、1995.
- 13) 全国社会福祉協議会『社会福祉の動向』, pp.295-296, 1997.
- 14) 前出13) p.296.
- 15) 全出13) P.297.
- 16) 世界教育史研究会編『世界教育史体系31 体育史』, pp.60-61,1975,講談社.
- 17) 水野忠文著, 『体育思想史序説』, pp.86-90, 1974, 世界書院.
- 18) 新村出編『広辞苑』, p.2228, 1991, 岩波書店.

平成10年10月30日受付
平成10年12月25日受理